

(様式第1号)

平成30年度第1回芦屋市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成30年 8月 3日 (金) 13:30~15:00
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出 席 者	会 長 佐々木 勝一 副会長 平野 隆之 委 員 小野セレスタ摩耶, 河盛 重造, 佐瀬 美恵子, 竹迫 留利子, 加納 多恵子, 田中 航次, 針山 大輔, 杉田 俱子, 辻原 永子, 納谷 周吾, 脇 朋美, 山内 祥弘, 橋野 浩美, 頓田 二郎, 佐藤 徳治, 安達 昌宏 欠席委員 畑中 俊彦, 福井 利道, 大嶋 三郎, 佐藤 アケミ 事務局 地域福祉課 課長 小川 智瑞子 " 係長 阿南 尚子 " 主事補 宮川 千明 関係課 障害福祉課 課長 本間 慶一 高齢介護課 課長 篠原 隆志
事 務 局	地域福祉課
会議の公開	■公開
傍聴者数	1名

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 会長・副会長の選出

(3) 議 事

ア 社会福祉審議会の体制について

イ 地域福祉にかかる専門部会の設置について

ウ その他

(ア) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21について

(イ) 芦屋市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

(ウ) 高浜町1番社会福祉複合施設の整備について

2 提出資料

資料1 芦屋市社会福祉審議会の体制について

資料2 社会福祉法の改正について(第107条)

資料3 芦屋市社会福祉審議会の体制

資料4 社会福祉審議会専門部会「地域福祉部会」について

当日資料1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

当日資料2 社会福祉審議会 地域福祉にかかる専門部会の委員構成案

当日資料3 高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について

参考1 芦屋市附属機関の設置に関する条例(関連部分を抜粋)

参考2 芦屋市社会福祉審議会規則

冊 子 第8次芦屋すこやか長寿プラン21

冊 子 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(概要版)

冊 子 芦屋市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

冊 子 芦屋市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(概要版)

### 3 審議経過

#### (1) 開 会

(会議の成立)開会時点で委員総数22人中18人の出席により成立。

#### (2) 会長・副会長の選出

互選により会長を佐々木 勝一氏に、副会長を平野 隆之氏に選任。(任期：2020年3月末まで)

#### (3) 議 事

ア 社会福祉審議会の体制について (事務局：地域福祉課 小川より説明)

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。今の事務局の説明の中でなにかご質問ご意見等がありますか。

(平野副会長)

副会長の立場で質問していいかどうか迷いましたがよろしいでしょうか。全国的に見ても社会福祉審議会の中に様々な部会をおかれているところはあろうかと思うのですが、積極的に地域福祉計画を評価するような専門部会を置くことは、おそらく先ほどご説明にあった社会福祉法が改正されて、高齢、障がい、児童のその各分野の共通事項である地域福祉計画を上位計画として取り入れるという視点だと思います。ただ、別の見方をすると、これまで必ずしもそういうことを社会福祉法は謳ってこなかったですし、地域福祉計画の策定は義務ではなく、努力義務のままです。逆に今日配布されている障害福祉計画などの諸計画は義務計画になっています。その中で芦屋市が地域福祉計画を重視されている姿勢というのは今日お伺いして分かりましたが、審議会の体制を新たにする上で、地域福祉計画が重視されているという理由を、今日は市民の方もおられるので少しご説明いただいたらいいかなと思いましたので発言させていただきました。

(事務局：地域福祉課 小川)

これまでは地域福祉計画の策定や評価については、要綱で委員会を設置しておりましたが、今後は地域福祉計画の進行管理を、条例設置の審議会として市長が諮問をして答申をいただくことで、それぞれの各分野の方からご意見をお伺いし、計画なり地域福祉の推進に積極的に生かしたいという位置づけにさせていただきました。地域福祉計画は、芦屋市のまちづくりの総合計画と連動した計画として位置づけしておりますし、その他の福祉計画につきましても、地域福祉計画を主体として、それぞれに連携するような形で策定されております。

(佐藤委員)

平野先生がおっしゃってくださったように市が地域福祉計画を大切にするという思いはすなわち、地域を大切にすることです。行政領域は非常に幅広くなっておりまして、行政だけではなかなか目的、あるいは与えられた使命を完遂できない状況が一方ではございます。ここは、法の改正どおり地域福祉を市民の方がたが自分のこととして、

丸ごとの参加体制，これはちょっと語弊があるかもしれませんが，我々がそのお手伝いをさせていただくことによって，地域に潜在する資源が今後ますます有効に活用されるようにという思いも行政側にはあります。地域福祉という幅広の分野に寄り添うことによってその活力をもって市民の方がたと行政とで今後の展望を開いていきたいと思っています。

(橋野委員)

市民と行政との協働と参画ですね。

(佐藤委員)

はい，協働参画です。

(佐々木会長)

他にどなたかご意見ご質問はよろしいですか。

では，次に進めさせていただきます。

イ 地域福祉にかかる専門部会の設置について(事務局：地域福祉課 小川より説明)

(佐々木会長)

事務局から提案がありましたが，ご質問，ご意見はありますか。

(平野副会長)

資料4の図で，地域福祉部会の中の文章が「地域福祉課の推進及び評価」となっておりますが，地域福祉課を推進，評価するのでしょうか。

(事務局：地域福祉課 小川)

申し訳ございません。正しくは「地域福祉の推進及び評価」でございます。

(佐々木会長)

他にありますか。特に反対がなければ，当日資料2にあるこの委員構成で専門部会を設置したいと思います。よろしいでしょうか。[全員 異議なし]

(任期は社会福祉審議会と同様の2020年3月末までで，部会長は平野隆之氏，副部会長は河盛重造氏に決定)

(佐々木会長)

それでは，専門部会の委員が決まりましたので，委員の皆様はよろしくお願ひします。本日の議事は以上になりますが，その他について事務局より説明をお願いします。

ウ その他

(ア) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21について(関係課：高齢介護課 篠原より説明)

(イ) 芦屋市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について(関係課：障害福祉課 本間より説明)

(ウ) 高浜町1番社会福祉複合施設の整備について(事務局：地域福祉課 小川より説明)

(佐々木会長)

何かご質問、ご意見はありますか。

(平野副会長)

第5期障害福祉計画の45ページに書いていますが、平成30年4月1日から新しく共生型サービスが始まって、私もこのことについてずっと研究してきた立場です。43ページは、介護施設側が障害のある人へサービス提供をできないかということで調査されたという意味ですよね。つまり介護施設で指定を受けているところが、障がいのある人を受けようとする、届出とあって、つまり介護事業をやっている、たとえばデイサービスに、障がいの生活介護の人もサービスを受けることができるという、どちらからも乗り入れできる制度で、障がい福祉側から介護保険事業所に調査されたという理解でよろしいでしょうか。

(関係課：障害福祉課 本間)

おっしゃるとおりです。介護事業所の方に問題点や可能性を探る形でインタビューをさせていただきました。

(平野副会長)

43ページの3行目に書いてあるとおり、介護施設を調べられたということですよ。入所の方がこれを展開するのはなかなか難しいと思うのですが、45ページの主な意見の中の、「人材面での課題」の二つ目に「65歳以上になると介護保険サービスに切り替わることで、本人も家族も抵抗があると思うが障がい福祉サービス提供事業所が介護分野に参入すればその抵抗が軽減されると思う」とありますが、障がいのある人で生活介護を利用している人が65歳以上になったら、日本では、介護保険制度が優先なので、生活介護を使うことはできなくなります。よって介護保険事業の方に移らなければならなくなることは従来から問題であると言われていました。今回の共生型サービスは、生活介護をやっている事業所が介護保険の指定を受ければ、そのままその場所に居続けることができるということに道が開いた訳です。よって障がい分野の計画上、調査する相手はむしろ障がい分野の事業所に対して介護保険の指定を受けないかと調査する必要があるのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

(関係課：障害福祉課 本間)

障がい福祉サービスを提供している事業所に対しても調査をさせていただいております。

(平野副会長)

それはこの計画に載っていますか。障がいのある人が65歳以上になると、障がい福祉のサービスから出ていかないといけないことを改善するという観点からすると、障がい分野の事業所が介護保険の指定を受けるサービスをとればいい訳で、それは何の基準もありません。生活介護事業所が障がいの指定を受けていれば、そのまま介護サービスができます。報酬基準の上がり方や、人員配置の問題などがあります。報酬が下がることはもちろんあるのですが、障がいのある人がそのまま居続けられるという点では、私

の専門からいえば、障がいのある人がそのまま施設に残るので、全く共生型サービスではないのですが、メリットは、障がいのある人がそのまま居続けられるということで、障がいのある人や高齢者や子どもが混ざってサービスを受けるという、本来の共生型サービスの意味とは違うにせよ、障がいのある人が場所を変えなくてすむというという点で、とても良いと思っています。

(関係課：障害福祉課 本間)

39ページにあります。障がい者相談支援事業所への聞き取りで、「障がいのある人と高齢者の双方に対応できるようにしている」との確認はさせていただいております。芦屋市内のみどり地域生活支援センターというところが、生活介護をしているのですが、65歳以上の方を受け入れていない状態ですので、今後、人員配置基準等が通れば両方受け入れる形にしていこうと現在検討中でございます。

(佐々木会長)

それに関しては、神戸市は今年高齢者施設に補助金を出して障がいのある人を受けようとしております。これは、先ほど平野先生がおっしゃったように、本来の共生型サービスからすると、障がいのある人の側から少し無理強いの部分もありますが、現実として、特に知的障がいのある人が入所施設に長年いて、65歳になったから高齢者施設に移行するというのは、はっきり言って難しいと思います。そのようになった場合、どのような形でソフトランディングさせるかの施策が始まったと僕は理解しています。芦屋市は計画の中に人件費の補助と書いておりますが、それで本当に良いのかと思いましたが。多分現場の方は感じていると思いますが、障がいのある人の高齢化対策はいろいろな視点が必要で、もっと違うお金の出し方をした方が良いのではないかと思うので、人件費の視点だけでよいのかなと思います。あと、もう一つ就労に関して、優先調達について何も書かれていないのですが、それはなぜですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

就労については、就労移行支援、就労継続支援A型・就労継続支援B型をやっております。

(佐々木会長)

せっかくですから、芦屋市が率先して支援しているものを計画に記されてはいかかと思っておりますので、またご検討いただければと思います。

(関係課：障害福祉課 本間)

3年後に見直しがありますので、検討いたします。

(頓田委員)

当日資料3の社会福祉複合施設について、全世代交流の多機能型の施設ということで、期待をしているのですが、駐車場が10台というのは、障がいのある子どもたちや家族など、本当に全世代の方が集まるには、高浜町の利便性と足の確保を考えた場合、すぐに満車になってしまったり、なかなか来れなかったりということがあるのではないかと思います。もし可能であれば、車社会である現代で、障がいのある子どもたちは自分一人で来れない子も多いのではないかと思うので、スペースの確保と利便性の確保という配慮をしていただければ、みんなが集える場所になるのではないかと思います。

(事務局：地域福祉課 小川)

敷地のスペースに限りがありまして、駐車場が10台となっておりますが、事業者が利用者を第一に優先的に考えて、事業所への送迎について考慮していることもありますので、この意見についてはお伝えさせていただきます。

(佐瀬委員)

若年性認知症についてお聞きしたいのですが、障がい分野でも高齢者の分野でもどちらでも関わりのあることで、どちらかといえば高齢者の分野だと思うのですが、認知症高齢者ではなく、認知症のある人という表現にかえて、当然そこには若年性の方も含むという考え方をきちんと示していただいた方がよいのかなと思いました。若年性の方への支援が第8次芦屋すこやか長寿プラン21には記載されているのでしょうか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

若年性認知症については、高齢介護課としても高齢者施策の一環として、捉えておりまして、具体的には110ページから認知症高齢者への支援体制の推進というところで、記載をしております。本市でも65歳以下の方で若年性認知症を理由に介護認定を受けている方が7名程いらっしゃいます。今後も増えていくものと認識をしております。113ページに「若年性認知症の人のニーズを把握し、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討します。」と若年性認知症のことについて少し記載をしております。高齢者生活支援センター等におきましても、現在若年性認知症の人に対してできる支援を一緒に考えております。具体的には、本日お配りはしていないのですが、「あしや認知症ほっとナビ」という冊子を地域の認知症地域支援推進員が中心となって策定をいたしまして、若年性認知症の方にも少し触れておりますが、認知症になった際の支援であったり、相談先、たとえば若年性認知症の方の就労の相談窓口や兵庫県の窓口等についても紹介させていただいています。また、高齢者の方が利用するデイサービスがなじまないということもありますので、今後も芦屋市として取り組んでいきたいと思っております。

(佐瀬委員)

若年性の方は診断されてもすぐにサービスを利用したいという訳ではないということはおよく言われておりますので、そこまでの支援というか、早めにいろいろな相談ができる相談場所があるとか、そういった支援が必要かなと思います。

(関係課：高齢介護課 篠原)

早期発見というところで、この4月に芦屋病院が「脳神経センター」を新たに開設しております。今までは鑑別診断となりますと、兵庫医大の認知症疾患医療センターへ行く必要があったのですが、待機の人数も多かったため、「脳神経センター」が開設され、若年性認知症の方も含め認知症や神経性の難病等の診断を行っております。また、治療については地域のドクターとともに連携して進めており、医療と介護が連携して今後も進めてまいりたいと考えております。

(小野委員)

当日資料3の、社会福祉複合施設の機能等については既に市民に公表されているのですか。

(事務局：地域福祉課 小川)

議会の方には、この資料をもとに説明をさせていただいております。市民の方へは、市が公募している事業で、広く市民の方に知っていただきたいと思っておりますので、広報紙にてこの施設ができたことについてご案内はさせていただきたいと思っております。

(小野委員)

広報は10月に建物が完成してからということですか。

(事務局：地域福祉課 小川)

完成の頃に、全市的に広報をしたいと考えております。

(小野委員)

市民からのニーズがあるからこの建物ができたと思うのですが、12月からの運営開始なので、2か月ぐらいで利用したい人が本当に知ることができるのかなと思いました。利用する可能性がある方に対して早くお知らせするという事はないのですか。

(事務局：地域福祉課 小川)

運営そのものは事業者が行います。関係機関等への周知について今後行う予定と聞いておりますので、その準備はしております。

(小野委員)

せっかく、できる施設なのだから、市として大々的に広報することもよいと思うのですが、広報だけで伝わるとは思わないので、それ以外の周知方法についても必要かなと思います。

(山内委員)

芦屋市第5期障害福祉計画の概要版の2ページに「福祉施設から一般就労への移行」というところで、障がいのある人が一般企業に就職されるように斡旋していくと思うのですが、こちらに「就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が50%」となっていて、では残りの50%は仕事を辞めてどこにいつているのかや足取りはちゃんと確認をしているのでしょうか。

(関係課：障害福祉課 本間)

福祉センターの中に、障がいのある人の就労を支援する相談所があり、その人の障がいの状態によりまして、就労継続支援A型・B型、一般就労という形ですべて確認をさせていただいております。こちらに50%と記載されておりますが、現在では1年以上勤めている方は3割～4割です。国の目標は7割ほどですが、現実問題としてなかなか継続してのお勤めが難しいということで、少し下方修正させていただいておりますが、難しい方に対してはフォローし、対応させていただいております。

また、先ほどご質問のありました、優先調達の件につきましては、芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画にてあげさせていただいております。

(佐々木会長)

では、そろそろ時間ですので事務局から連絡事項をお願いいたします。

(事務局：地域福祉課 小川)

本審議会の今後の予定をお伝えさせていただきます。

議事の中でもご説明させていただきましたが、来年3月に本日設置させていただきました地域福祉部会を開催し、今年度の地域福祉計画の進捗と評価についてご審議いただく予定をしております。改めて、部会の委員の皆様へは、ご案内をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

(佐々木会長)

それでは、これをもちまして、第1回社会福祉審議会を閉会いたします。

以上